

②ウォータープロジェクト 共通シンボルマーク使用規約

最終更新日：2014年12月10日

1. 目的

ウォータープロジェクト 共通シンボルマーク使用規約（以下「本使用規約」という。）は、健全な水循環の維持又は回復に向けたプロジェクト「ウォータープロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）に参加する企業・団体（以下「参加企業・団体」という。）が、自己の参加を示すために、ウォータープロジェクト 共通シンボルマーク（以下「共通シンボルマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

2. 共通シンボルマークの使用許可等

- (1) 本プロジェクトに参加する日本国内のすべての参加企業・団体（政治団体及び宗教法人を除きます。）は、申請書をウォータープロジェクト事務局（以下「事務局」という。）に提出し、参加企業・団体として参加申請承認を受けることにより共通シンボルマークを無償で使用することができます。
- (2) 参加企業・団体参加申請承認には事務局に申請書類が到着してから10営業日程度を要しますので、余裕を持って申請してください。
- (3) 参加企業・団体は、共通シンボルマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできません。
- (4) 個人資格（参加企業・団体の構成員を含む。）では共通シンボルマークを使用することができません。
- (5) 参加申請承認を受けた参加企業・団体が本プロジェクトの参加資格を喪失又は取り消された場合、当該参加企業・団体は共通シンボルマークを使用することができません。
- (6) 共通シンボルマークの使用法、表現については使用される方の責任で、十分にご注意ください。誤った使用に関するクレーム等には、環境省及び事務局は一切責任を負いかねます。

3. 使用方法

- (1) 参加企業・団体は本プロジェクトが定める「共通シンボルマーク使用ガイドライン」に従い、自由に共通シンボルマークを使用することができます。ただし、次のような使用をすることはできません。それらに違反した場合は、本プロジェクトの参加資格を取り消すこともありえます。
 1. 主として、特定の政治、思想、宗教、募金(※)等の活動と結び付けて使用する場合（※但し、水循環に関する取り組みに直接結びつく募金活動は除く）
 2. 健全な水循環の維持又は回復の正しい理解の妨げとみえるような使用となる場合
 3. 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
 4. 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
 5. 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
 6. 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
 7. その他、事務局が不適切と判断する場合
- (2) 参加企業・団体は、共通シンボルマークの使用にあたっては、原則、自己が本プロジェクトに参加していることを示す文言を付記することとする。

4. 規約の改訂

- (1) 本使用規約は、事務局により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。
- (2) 本使用規約の改訂により参加企業・団体に不利益が生じたとしても、事務局は一切の責任を負わないものとします。

附 則

本使用規約は、2014年12月10日から施行します